

建築物・工作物・船舶の解体工事、リフォーム・修繕などの改修工事に対する石綿対策の規制が強化されます

石綿は平成18年(2006年)9月から輸入、製造、使用などが禁止(罰則あり)されていますが、それより以前に着工した建築物・工作物・船舶は石綿が使用されている可能性が高く、解体工事・改修工事で飛散した石綿の粉じんを吸い込むと、肺がんや中皮腫を発症するおそれがあります。適切な対策の実施が必要です。

工事開始前の石綿の有無の調査

- 工事対象となる全ての部材について、石綿が含まれているかを事前に設計図書などの文書と目視で調査し(事前調査)、調査結果の記録を3年間保存することが義務になります(令和3年4月~)
- 建築物の事前調査は、厚生労働大臣が定める講習を修了した者等に行わせることが義務になります(令和5年10月~)

工事開始前の労働基準監督署への届出

- 石綿が含まれている保温材等の除去等工事の計画は14日前までに労働基準監督署に届け出ることが義務になります(令和3年4月~)
- 一定規模以上の建築物や特定の工作物の解体・改修工事は、事前調査の結果等を電子システム(スマホも可)で届け出ることが義務になります(令和4年4月~)

吹付石綿・石綿含有保温材等の除去工事に対する規制

- 除去工事が終わって作業場の隔離を解く前に、資格者による石綿等の取り残しがないことの確認が義務になります(令和3年4月~)

石綿含有仕上塗材・成形板等の除去工事に対する規制

- 石綿が含まれている仕上塗材をディスクグラインダー等を用いて除去する工事は、作業場の隔離が義務になります(令和3年4月~)
- 石綿が含まれているけい酸カルシウム板第1種を切断、破碎等する工事は、作業場の隔離が義務になります(令和2年10月~)
- 石綿が含まれている成形板等の除去工事は、切断、破碎等によらない方法で行うことが原則義務になります(令和2年10月~)

写真等による作業の実施状況の記録

- 石綿が含まれている建築物、工作物又は船舶の解体・改修工事は、作業の実施状況を写真等で記録し、3年間保存することが義務になります(令和3年4月~)

「溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガ」が特定化学物質(第2類物質)になります

令和3(2021)年4月1日施行(一部、経過措置あり)

「溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガ」について、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったこと、これら物質は特定化学物質(第2類物質)として加えられる等の改正が行われました。

- *1 これまで、マンガン及びその化合物(塩基性酸化マンガンを除く)とされていましたが、「塩基性酸化マンガ」が特定化学物質障害予防規則の適用物質となったことにより、今後は「マンガン及びその化合物」になります。
- *2 「塩基性マンガ」暴露による神経機能障害が確認されています。「溶接ヒューム」にも「塩基性マンガ」が含まれていますが、肺がんのリスク上昇など毒性や健康への影響が異なる可能性が高いことから、「溶接ヒューム」と「塩基性マンガ」を独立した特定化学物質(第2類物質)として追加されることになりました。

1 共通事項(「溶接ヒューム」・「塩基性酸化マンガ」)

(1) 作業主任者の選任(労働安全衛生法第14条、特定化学物質障害予防規則第27条)

施行期日:令和4年4月1日~(経過措置)

- ・ 「溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガ」を製造し又は取り扱う作業(屋内、屋外は問いません)が、新たに対象に加わります。
- ・ 上記の作業については、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任し、作業主任者の職務を行う必要があります。

(2) 作業環境測定の実施(労働安全衛生法第65条、特定化学物質障害予防規則第36条)

- ・ 「塩基性酸化マンガ」を製造し又は取り扱う屋内作業場が新たに対象に加わり、6ヶ月以内ごとに1回、定期的に作業環境測定を行う必要があります。
- ・ 「溶接ヒューム」については、当該作業を行う屋内作業場での作業環境測定は適用除外となりますが、代わりに「空気中の溶接ヒューム濃度(裏面2参照)の測定」を行う必要があります。

(3) 特殊健康診断の実施(労働安全衛生法第66条第2項、特定化学物質障害予防規則第39条)

- ・ 「溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガ」を製造し又は取り扱う作業(屋外、屋内は問いません)が、新たに対象に加わります。
- ・ 上記業務に従事する労働者に、雇入れ又は配置替えの際及び6ヶ月以内ごとに1回、定期的に、医師による健康診断を実施する等の必要があります。
- ・ 健康診断の項目は、「溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガ」とも、従来のマンガン及びその化合物に係る項目と基本的には同じです。
- ・ 金属アーク溶接等作業については、従来、じん肺法に基づくじん肺健康診断が義務付けられているため、両方の健康診断を実施する必要があります。

(4) その他

「溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガ」を製造し又は取り扱う作業について、新たに以下の規定等が適用されます。

- ・ 安全衛生教育(雇入れ時・作業内容変更時)(労働安全衛生規則第35条)
- ・ ばら等の処理(特定化学物質障害予防規則第12条の2)
- ・ 不透水性の床の設置(特定化学物質障害予防規則第21条)
- ・ 立入禁止措置(特定化学物質障害予防規則第24条)
- ・ 運搬貯蔵時の容器等の使用等(特定化学物質障害予防規則第25条)
- ・ 休憩室の設置(特定化学物質障害予防規則第37条)
- ・ 洗浄設備の設置(特定化学物質障害予防規則第38条)
- ・ 喫煙又は飲食の禁止(特定化学物質障害予防規則第38条の2)
- ・ 有効な呼吸保護具の備え付け等(特定化学物質障害予防規則第43条及び同規則45条)

厚生労働省茨城労働局・各労働基準監督署

建築物(個人宅含む)・工作物・船舶の解体工事、リフォーム・修繕などの改修工事に対する石綿対策の規制が強化されます

石綿は平成18年(2006年)9月から輸入、製造、使用などが禁止(罰則あり)されていますが、それより以前に着工した建築物・工作物・船舶は石綿が使用されている可能性が高く、解体工事・改修工事で飛散した石綿の粉じんを吸い込むと、肺がんや中皮腫を発症するおそれがあります。適切な対策の実施が必要です。

令和3年4月施行

解体・改修工事を発注する場合、発注者として、施工業者に対し、以下の配慮を行うことが義務となります

- 建築物・工作物・船舶の解体・改修工事の前に施工業者に実施が義務づけられている石綿の有無の調査(事前調査)の結果、石綿が使用されていることが明らかになった場合は、石綿除去等の工事に必要な費用等を含めた以下の発注条件について、施工業者が法令を遵守して工事ができるように配慮すること

- ・ 工事の費用(契約金額)
- ・ 工期
- ・ 作業の方法

【注】石綿除去工事を行う場合は、通常より費用、工期がかかります

- 工事を発注する建築物等の事前調査が適切に行われるよう、石綿の有無についての情報がある場合は、その情報を施工業者に提供するなどの配慮をすること

- 石綿除去等の工事を行う場合に、施工業者に義務づけられる作業の実施状況についての写真等による記録が適切に行われるよう、写真の撮影を許可する等の配慮をすること

2 「溶接ヒューム」へのばく露防止関係

(特定化学物質障害予防規則第38条の21)

「溶接ヒューム」へのばく露防止のため、金属アーク溶接等作業[※]について、新たに以下のことが規定されます。

- ※ 「金属アーク溶接等作業」とは、
 - アークを熱源とした金属溶接(TIG溶接、プラズマ溶接等も含む)
 - アークを用いた金属の溶断、又はカウジングする作業
 - その溶接ヒュームを調査し又は取り扱う作業

- ・ アークを熱源とする溶接、溶断、カウジングの全てが含まれます(作業場所の屋内・屋外は問いません)
- ・ 燃焼ガス(アセチレン等)、レーザービーム等を熱源とする溶接、溶断、カウジングは含まれません。
- ・ 自動溶接については、溶接中に溶接機のトーチに近づくと、溶接ヒュームにばく露するおそれのある作業は含まれますが、溶接機のトーチから離れた作業での作業、溶接作業に付随する材料の搬入・搬出作業、片付け作業等は含まれません。

(1) 全体換気装置による換気等

金属アーク溶接等作業を行う屋内作業場は、全体換気装置による換気又はこれと同等以上(フック型換気装置、局所排気装置)の措置が必要です。

(2) 空気中の溶接ヒューム濃度の測定

- ① 金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場について、新たな作業方法を採用しようとする際又は作業方法を変更しようとする際にあらかじめ、労働者の身体に装着する試料採取機器等により空気中の溶接ヒューム濃度を測定することが必要です。

測定は、第一種作業環境測定士、作業環境測定機関等、十分な知識及び経験を有する者が実施するようにしてください。
測定は、個人サンプリング法(作業に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いる測定法)で実施することになっていますが、実施方法の詳細については、別途定められています。

- ② ①の測定結果に応じて換気装置の風量の増加等、必要な措置を講じる必要があります。これらの措置を講じた場合は、効果の確認のため、①と同様の測定を行う必要があります。
- ③ ①、②の測定を行ったときは、必要事項を記録し、測定に係る金属アーク溶接等作業を行わなくなった日から起算して3年を経過する日まで保存する必要があります。
- ※ 測定は、令和3年4月1日から令和4年3月31日まですべての対象事業場が測定を実施する必要があります。
- ※ 令和4年4月1日以降は、上記①に該当した場合に測定を実施する必要があります。

(3) 呼吸用保護具の使用等

- ① 屋内、屋外を問わずすべての作業場について…施行:令和3年4月1日~
金属アーク溶接等作業に労働者を従事させるときは、有効な呼吸用保護具を使用させることが必要です。労働者は使用を命じられたときは、当該呼吸用保護具を使用しなければなりません。
- ② 金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場について…施行:令和4年4月1日~(経過措置)
金属アーク溶接等作業に労働者を従事させるときは、空気中の溶接ヒューム濃度の測定結果に応じて有効な呼吸用保護具を使用させることが必要です。労働者は使用を命じられたときは、呼吸用保護具を使用しなければなりません。
また、面を有する呼吸用保護具については、1年以内ごとに1回、定期的に、呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認し、その結果を3年間保存する必要があります。

(4) 床の掃除等

金属アーク溶接等作業に労働者を従事させるときは、次の措置を講じることが必要です。

- ① 屋内作業場の床等を、水洗等によって容易に掃除できる構造のものとする。
- ② 水洗等粉じんの飛散しない方法によって、毎日1回以上掃除すること。

3 作業環境測定関係

「マンガン及びその化合物」における管理濃度(作業環境測定に基づき管理区分を決定するための指標)及び規制濃度(局所排気装置の負荷すべき性能に係る指標)について、以下のとおり改正されます。

- 「マンガン及びその化合物」:マンガンは、0.05mg/m³
- 個人サンプリング法による作業環境測定の対象に、マンガン及びその化合物が追加されます。
- 特定化学物質の濃度測定の方法が、作業環境測定基準第2条第2項の規定による要件に該当する分粒装置を用いる過捕集方法とされます。